第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成28年度末までに公害等調整委員会(昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会)に係属した公害紛争事件は、1,005件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件730件、仲裁事件1件、裁定事件265件(責任裁定事件165件、原因裁定事件100件)及び義務履行勧告事件6件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件729件、仲裁事件1件、裁定事件245件(責任裁定事件153件、原因裁定事件92件)及び義務履行勧告事件6件の計984件である(表1-2-1、付録1参照)。

平成28年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は20件で、これに前年度から繰り越された32件を加えた計52件が28年度に係属した。このうち、31件が28年度中に終結し、残り21件は翌年度に繰り越された。

平成28年度に受け付けた20件について、公害の種類別に見ると、水質汚濁に関するものが3件、土壌汚染に関するものが3件、騒音に関するものが14件、振動に関するものが8件、地盤沈下に関するものが1件、悪臭に関するものが4件、大気汚染に関するものが0件となっている(重複集計)。

また、同様に、申請人が個人であるか法人であるかを見ると、個人が17件、法人が4件となっている(重複集計)。

次に、申請の内容を被害の種類別に見ると、健康被害を訴えるものが14件、財産被害を 訴えるものが9件、感覚的・心理的被害を訴えるものが8件となっている(重複集計)。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償 調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変 更申請を処理している(詳細については本章第1節1(3)参照)。

表1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位・件)

区分	+:	っせん			調停			仲裁			裁定		施五	务履行	油生		計	(単位 L	. 117
	α.) - J - E /	<i>U</i>		则 厅			1十 秋			双炬		我们	方 // 及 1 J 1	3) D		うち		
年度	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	カリカ 新規 受付	終結	未済
昭和 45·46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	_	_	_	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成 元	0	0	0	11 21	18 14	6 13	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	1 0	25 30	11 23	18 16	7 14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	2(1) 1(1)	1(1) 2(1)	1 0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	10	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9 (5)	0	0	0	21	11	8	
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11 (3)	0	1 0	0	18	6	6	12
19	- 1	0	0	1	1	1	-	0	0			13(2)	0		0		l	4	
20 21	0	0	0	1 1	1 0	1 2	0	0		9 (4) 23 (13)		16(6)	2 0	1 1	1 0	26 42	12 24	8 12	
22	0	0	0	3	4	1	0	0		24(11)				0	0		27	12	
23	0	0	0	5 5	5	1	0	0		24(11)				0	0		29	22	
24	0	0	0	5	3	3	0	0		23(10)				1	0			33	
25	0	0	0	5	6	2	0	0		32(9)				0	0		37	27	
26	0	0	0	2	2	2	0	0				42(21)		0	0		20	27	
27	0	0	0	1	0	3	0	0				29(14)		0	0	60	16	28	
28	0	0	0	4	6	1	0	0			25 (15)		0	0	0			31	
計	3	3		730	729		1	1		265	245		6	6			1,005	984	
H 1	9	J			. 23		1	1	\vee	(100)	(92)	\checkmark	I	ı	/	/	1,,,,,,,,	201	/

- (注)1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日~47年3月31日である。
 - 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が 1件含まれている。
 - 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 - 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 - 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請 が平成28年度までに563件係属した(表1-2-4参照)。

第1節 平成28年度に係属した調停事件

平成28年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、4件であり、これに前年度から繰り越された3件を加えた計7件が28年度に係属し、このうち1件が29年度に繰り越された。また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、新たに受け付けた4件が28年度に係属した。このうち2件は28年度に終結し、残り2件は29年度に繰り越された。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方(被申請人)として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3 ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている(ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-7参照)。(注)

申請は、昭和46年12月24日以降平成28年度末までに620件(患者数1,556人)となっている(表1-2-2)。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。なお、同法の施行(昭和49年9月1日)前は(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号))及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和53年法律第104号)により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである(表1-2-3)。

(注)水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水 俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当(年金)の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結 以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成28年度末までに55次にわたる調停を実施し、609件(患者数1,466人)について調停が成立した(表1-2-2)。

28年度中に新たに受け付けた申請は1件で、これに前年度から繰り越された2件を加えた計3件が28年度に係属し、これら3件は28年度にそれぞれ現地調停期日において調停が成立し、終結した(表1-2-5)。

(3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、B ランク及びC ランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある(「(4)調停調書の例」参照)。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、平成28年度末までに563件受け付け、561件を処理した(表1-2-4)。28年度は新たに受け付けた申請4件が係属し、このうち2件は28年度中に処理され、2件は29年度に繰り越された(表1-2-6)。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、A ランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第 3 項、第 4 項及び第 6 項(将来の申請人の症状の変化に関する取扱い)相当の定めがないことのほかは、このB ランクの例と同様である。また、C ランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第 5 項(家族の慰謝料支払)相当の定めがないこと等のほかは、このB ランクの例と同様である(表 1-2-7)。

「Bランク調停調書の例]

平成〇年(調)第〇号

調停調書

(申請人の住所・氏名)

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 (氏

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、平成○年○月○日○時○分水俣市○○会議室において

 調停委員長
 (氏 名)

 調停委員
 (氏 名)

 調停委員
 (氏 名)

列席し第1回調停期日を開いた。

申 請 人 (氏 名) 被申請人代理人 (氏 名) 各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水 俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、平成〇年〇月〇日、 被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求める というにある。

当委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。

 申 請 人
 (氏 名)印

 被申請人代理人
 (氏 名)印

平成〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

 調停委員長
 (氏 名)印

 調停委員
 (氏 名)印

 調停委員
 (氏 名)印

公害等調整委員会事務局

審査官(氏名)印

調停条項

- 1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。
 - (1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する平成〇年〇月〇日(以下「認定申請日」という。)以降平成〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については平成○年○月○日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年○月○日及び同年○月○日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年○月○日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当することとし、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当することとし、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成○年○月○日限り申請人方に送金して支払う。

(2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」という。)の 規定による療養費及び療養手当に相当する額

(3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

(4) 特別調整手当

平成〇年〇月〇日以降1月につき金9万5,000円の割合による額(平成29年3月現在) その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、平成 〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。

(5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として,金55万8,000円(平成29年3月現在)

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。

2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとすること。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

- 3 将来申請人の症状に第 1 項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。

- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣 病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができ る。
- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 7 申請人が水俣病により(その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。)死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び 訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即 した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、 関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公 共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

区分	2 – 2	受付		冬結	未済		
年度	件 数	患者数	件 数	患者数	件 数	患者数	
昭 和 46 47	4 件 11	31 人 147	0 0 0	0 人 0 (3)	4 件 15	31 人 175	
48	25	193	10 (1)	106 (1)	15 29	261	
49	8	28	21	172	16	117	
50	42	259	24	253 (1)	34	122	
51	54	117	40	131 (1)	48	107	
52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226	
53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96	
54	48	72	34	86 (1)	53	81	
55	34	43	49	71	38	53	
56	43	49	33	48	48	54	
57	48	62	40	45	56	71	
58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69	
59	31	41	40	53	43	57	
60	31	39	38	49	36	47	
61	31	38	44	57	23	28	
62	21	21	28	33	16	16	
63	14	14	18	18	12	12	
平成 元	5	5	12	12	5	5	
2	13	13	9	9	9	9	
3	2	2	10	10	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	
6 7	0	0	1 0	1 0	0	0	
8	0	0 0	0	0	0 0	0	
9	0	0	0	0	0	0	
10	0	0	0	0	0	0	
11	0	0	0	0	0	0	
12	2	2	1	1	1	1	
13	0	0	1	1	0	0	
14	0	0	0	0	0	0	
15	0	0	0	0	0	0	
16	0	0	0	0	0	0	
17	0	0	0	0	0	0	
18	0	0	0	0	0	0	
19	1	1	1	1	0	0	
20	0	0	0	0	0	0	
21	0	0	0	0	0	0	
22	2	2	2	2	0	0	
23	0	0	0	0	0	0	
24	0	0	0	0	0	0	
25	0	0	0	0	0	0	
26	1	1	0	0	1	1	
27	1	1	0	0	2	2	
28	1	1	3	3	0	0	
計	620	1, 556	609 (11)	1, 466 (90)			

(注) ()内は取下げ等の外数である。

表 1 - 2 - 3 年度別水俣病認定患者数

区分	認定	機 関 別	認定患	者数
年度	合 計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭和31~45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平成 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15				
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	2 1 0 0 0 0 0 0 1 2	0 0 0 0 0 0 0	1 0 0 0 0 0 0 0 1 2	1 0 0 0 0 0 0 0 0
21 22 23 24 25 26 27 28	2 0 2 0 3 1 3 2	0 0 0 0 0 0 0	2 0 2 0 3 0 2 2	0 0 0 0 0 1 1 1
計	2, 282	32	1, 757	493

⁽注) 1 昭和31~45年度の期間は、昭和31年12月1日~46年3月31日である。

県 44 人、鹿児島県1人)を含む。 (資料)環境省、熊本県、鹿児島県調べ

表 1 - 2 - 4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等変更申請の処理件数

昭和 49	年度区分	受 付	終結	未済
13	昭和 49	13 件	0 件	13 件
51 8 12 22 52 52 53 442 112 52 52 53 46 10 88				
52				
53				
54 15 33 70 55 22 49 43 56 29 33 39 57 39 30 48 58 29 39 38 59 25 31 32 60 23 31 24 61 33 28 29 62 22 34 17 63 18 22 13 4 15 12 2 14 19 7 3 18 13 12 4 15 18 9 5 21 17 13 6 9 13 9 7 11 11 9 7 11 11 9 8 7 10 6 9 10 10 6 10 5 8 3 11 7 5 7 12 7 2				
55				
56				
57				
58				
59				
61		25		
61	60	23	31	24
日				
平成元 18 22 13 平成元 14 15 12 2 14 19 7 3 18 13 12 4 15 18 9 5 21 17 13 6 9 13 9 7 11 11 11 9 8 7 10 6 9 10 10 6 10 5 8 3 11 7 5 5 12 7 5 7 13 2 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 5 3 20 2 3 2 21 4 3 3 3 22 2 3 3 3 3 23 3 3				
2 14 19 7 3 18 13 12 4 15 18 9 5 21 17 13 6 9 13 9 7 11 11 9 8 7 10 6 9 10 10 6 9 10 10 6 10 5 8 3 11 7 5 5 12 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 5 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 3 3 3	63	18	22	13
3 18 13 12 4 15 18 9 5 21 17 13 6 9 13 9 7 11 11 9 8 7 10 6 9 10 10 6 10 5 8 3 11 7 5 5 12 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 5 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2	平 成 元	14	15	12
4 15 18 9 5 21 17 13 6 9 13 9 7 11 11 9 8 7 10 6 9 10 10 6 10 5 8 3 11 7 5 5 12 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2		14	19	7
5 21 17 13 6 9 13 9 7 11 11 9 8 7 10 6 9 10 10 6 10 5 8 3 11 7 5 5 12 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 3 2 21 4 3 3 22 3 2 3 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2	3	18	13	12
6 9 13 9 7 11 11 9 8 7 10 6 9 10 10 6 10 5 8 3 11 7 5 5 12 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2	4	15	18	9
7 11 11 9 8 7 10 6 9 10 10 6 10 5 8 3 11 7 5 5 12 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2	5	21	17	13
8 7 10 6 9 10 10 6 10 5 8 3 11 7 5 5 12 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 3 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2	6	9	13	9
9 10 10 6 10 5 8 3 11 7 5 5 12 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 3 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2	7	11	11	9
10 5 8 3 11 7 5 5 12 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 3 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2		7	10	6
11 7 5 5 12 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 3 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2			10	
12 7 5 7 13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 5 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2				
13 2 7 2 14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 5 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2				
14 0 2 0 15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 5 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2				
15 1 1 0 16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 5 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2				
16 4 0 4 17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 5 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2				
17 4 6 2 18 9 8 3 19 5 5 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2				
18 9 8 3 19 5 5 3 20 2 3 2 21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2				
19 5 3 20 2 3 21 4 3 22 3 3 23 4 5				
20 2 21 4 22 3 23 4 5 2				
21 4 3 3 22 3 3 3 23 4 5 2				
22 3 3 3 5 2				
23 4 5 2				
	24	2	2	2
25 1 2 1				
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$				
				4
計 563 561	計	563	561	

表 1-2-5 平成28年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件一覧

- (1) 申 請 人 水俣病認定患者又はその遺族
- (2) 被申請人 チッソ株式会社
- (3) 申請の趣旨 損害賠償請求
- (4) 紛争関係地 熊本県又は鹿児島県

事件番号	申請人、 紛争関係地	申請受付	患者数		終	結	
一	の区分	年 月 日	心 石 奴	年	月	日	区分
27年(調)第1号	遺族、 鹿児島県	平成 27. 2. 4	1人	平成	28.	5. 27	調停成立
28年(調)第6号	水俣病認定患者、 鹿児島県	平成 28. 3.11	1人	平成	29.	1. 18	調停成立
28年(調)第8号	水俣病認定患者、 熊本県	平成 28. 6.10	1人	平成	29.	2. 13	調停成立

計 3件(うち平成28年度受付1件)

表 1 - 2 - 6 平成28年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の 慰謝料額等変更申請一覧

事件番号	申請受付年月日	処 理 年 月 日
54年(調)第6号 54年(調)第8号 49年(調)第12号 49年(調)第6号	平成 28. 5. 2 平成 28. 5.19 平成 28.10.28 平成 28.12.15	平成 28.12.12 平成 28.12.12
	計 4件	計 2件

表1-2-7 水俣病ランク別補償額等一覧

項目区分	A ラ ン ク	Βランク	C ランク	備考
1 慰謝料	1,800 万円	1,700 万円	1,600 万円	水俣病認定申請日から 年5分の遅延損害金
2 治療費		同49年8月31日までの(当並びに同年9月1日以降 相当する額		昭和48年7月9日以降 の水俣病認定者は認定 申請日から支給
3 介護手当	よる介護手当に相当す	同49年8月31日までの(II る額に月1万円を加算した る障害補償費中の介護加第	た額及び同年9月1日以	同上
4 特別調整 手 当				(1) 2年ごとに物価ス ライド(ただし,物 価変動が著しい場合
昭和48.4.27~ 49.5.31	6万 円/月	3万 円/月	2万 円/月	は1年目にも改定)
49. 6. 1 ~ 50. 5.31	7万 円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	(2) 昭和48年4月27日 以降の水俣病認定者
50. 6. 1 ~ 51. 5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万 円/月	は認定日から支給
51. 6. 1 ~ 52. 5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
52. 6. 1 ∼ 53. 5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
53. 6. 1 ~ 54. 5.31	11万 円/月	5万6,000円/月	4万 円/月	
54. 6. 1 ~ 56. 5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
56. 6. 1 ∼ 58. 5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
58. 6. 1 ~ 60. 5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
60. 6.1 ~ 62. 5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
62. 6.1~ 平成 元. 5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
元. 6.1~ 3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
$3.6.1 \sim 5.5.31$	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万 円/月	
$5.6.1 \sim 7.5.31$	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
7.6.1 ~ 9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
9.6.1 ~ 11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
11. 6. 1 ~ 13. 5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
13. 6. 1 ~ 15. 5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
15. 6. 1 ~ 17. 5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
17. 6. 1 ~ 19. 5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
$21.6.1 \sim$ $23.5.31$	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
$23.6.1 \sim 25.5.31$	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
$25.6.1 \sim 27.5.31$	17万 円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	17万7,000円/月	9万5,000円/月	7万1,000円/月	
49. U.31				<u>I</u>

⁽注)上記表中「(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和 44 年法律第 90 号)」は「(旧)特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目区分	A ラ ン ク B ラ ン ク	C ラ ン ク	備考
5 葬祭料	期間	金 額	(1) 4の備考(1)
	昭和49.5.31まで 49.6.1 ~ 50.5.31 50.6.1 ~ 51.5.31 51.6.1 ~ 52.5.31 52.6.1 ~ 54.5.31 54.6.1 ~ 56.5.31 58.6.1 ~ 60.5.31 60.6.1 ~ 62.5.31 62.6.1 ~ 7.5.31 7元.6.1 ~ 7.5.31 7.6.1 ~ 9.5.31 9.6.1 ~ 11.5.31 11.6.1 ~ 13.5.31 15.6.1 ~ 17.5.31 17.6.1 ~ 19.5.31 19.6.1 ~ 17.5.31 19.6.1 ~ 17.5.31 19.6.1 ~ 17.5.31 19.6.1 ~ 17.5.31 19.6.1 ~ 21.5.31 23.6.1 ~ 25.5.31 23.6.1 ~ 25.5.31	20万 円 23万3,000円 28万3,000円 31万3,000円 31万3,000円 36万4,000円 37万5,000円 42万2,000円 44万1,000円 46万3,000円 47万1,000円 47万1,000円 50万8,000円 50万8,000円 53万3,000円 54万5,000円 54万5,000円 54万6,000円 54万6,000円 54万4,000円 54万4,000円 54万4,000円 54万4,000円 54万9,000円 54万9,000円	に同じ (2) 死亡時の金額を 葬祭の主宰者に支 給
6 症状の見直し	将来,症状に,上位ラ 当とするような変化が	55万8,000円 シクに変更することを相 3生じたときは,調停委員 4の金額の変更を申請す	
7 近親者の 慰 謝 料	配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の 決定を、調停委員会に代理申請できる。 上記6により、金額の 代理申請ができる。)変更があったとき,左の	
8 申請人が 水俣病に より死亡 したとき の慰謝料	相続人等は,死亡者本人及び自己の慰謝料につ その存否及び金額の決定の申請をすることがで		
9 患者・家 族の福祉 対 策	チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を整備拡充,治療及び訓練による社会復帰の促進する授産及び職業あっせん等実情に即した方策患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう	, 患者及びその家族に対 を講ずることによって,	
10 公害防止 対 策	チッソ株式会社は将来における公害発生の防止 浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に の実施に努めるとともに、関係地方公共団体と 止協定は、誠実にこれを遵守履行する。	協力してその具体的方策	
11 調停手続 費 用	チッソ株式会社の負担		

2 徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件

(公調委平成26年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

本件は、まず、平成26年3月14日、徳島県徳島市の住民70人から、産業廃棄物再生処理業者、産業廃棄物排出事業者14社及び徳島県を相手方(被申請人)として、徳島県知事に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。件外産業廃棄物処理業者(既に経営者死亡により経営実態がない)により設置された産業廃棄物最終処分場(安定型)において、不法投棄等が繰り返された結果、本件処分場には管理型産業廃棄物、性状不明な廃棄物や汚泥が埋め立てられ、計画盛土高を超える標高となっており、環境ホルモン類の溶出が危惧されるなど、周辺の生活環境に重大な支障を生じるおそれがある。これらのことから、申請人らは、被申請人らに対し、共同して、①本件処分場等におけるボーリング調査(産業廃棄物の埋立状況、汚染の状況調査)、②本件処分場等の周辺における地下水分析等の継続的な調査、③周辺の生活環境の汚染を引き起こさないよう適切な措置を講じること、を求めたものである。

徳島県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、関係する香川県知事に対し連合審査会の設置について協議したが、協議がととのわなかったため、同条第5項の規定により、平成26年3月31日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年4月3日に受け付けた。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、1回の現地調停期日を開催するとともに、廃棄物処分場分野全般に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めたものの、平成28年4月26日、調停委員会は、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項により調停を打ち切り、本事件は終結した。

3 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

(公調委平成28年(調)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成28年9月9日、東京国際空港(以下「本件空港」という。)近隣において事業を営む法人5名から、国土交通大臣を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風時の15時から19時までの4時間の間、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間あたり14機(4から5分に1機)程度の頻度で申請人らの事業所の約50m真上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用

しないこと及び損害賠償金合計 5 億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、1回の調停期日を開催 するなど、手続を進めている。

4 甲賀市における水質汚濁等被害調停申請事件

(公調委平成28年(調)第11号事件・平成29年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

本件は、まず、平成28年12月9日、滋賀県甲賀市の宗教法人及び関連農業法人から、 滋賀県並びに産業廃棄物処理会社、関連会社及び前2社代表取締役を相手方(被申請人) として、調停を求める申請があった(公調委平成28年(調)第11号事件)。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、申請人らが一部を所有する岩石採取場において、被申請人産業廃棄物処理会社及び関連会社が産業廃棄物を投棄することにより有害な汚染物質が発生する可能性が高く、岩石採取場内の小川の下流域において農業を営む申請人農業法人に被害が生じ、また岩石採取場周辺に居住し、申請人農業法人の収穫する農作物を食する申請人宗教法人の信者及び職員らの健康に被害が生じるおそれがあり、さらに水系を通じて近畿地方の水質にも悪影響を及ぼすおそれがあるなどとして、被申請人らに対し、廃棄物等の収去や岩石採取場周辺に被害が及ぶことがないよう必要な措置を講じること等を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、その取扱いを検討した結果、公害紛争処理法第24条第1項第1号及び第2号に係る管轄は認められないと判断し、同項第3号を理由とする申請として、平成28年12月21日、回付することを決定した。滋賀県知事は、同条第3項の規定により関係府知事(京都府知事及び大阪府知事)と連合審査会の設置について協議したが、協議がととのわなかったため、平成29年2月17日、同条第5項の規定により、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付した。

公害等調整委員会は、平成29年2月20日、本事件の関係書類の送付を受けた(公調委平成29年(調)第1号事件)後、管轄に係る調査を行った結果、本事件は公害紛争処理 法第24条第2項に定める審査会等の管轄に属する事件であると判断し、同年3月21日、 同法第25条の規定により、本事件を滋賀県公害審査会に移送することを決定した。

第2節 平成28年度に係属した裁定事件

平成28年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、16件であり、これらに前年度から繰り越された29件を加えた計45件が28年度に係属した。このうち25件が28年度に終結し、残り20件が29年度に繰り越された(表1-2-1)。

1 鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件及び同責任裁定申 請事件

(公調委平成23年(ゲ)第9号事件・平成26年(セ)第14号事件)

(1) 事件の概要

平成 23 年 11 月 29 日、鹿児島県西之表市の住民 13 人から、土地開発会社を相手方 (被申請人)として原因裁定を求める申請があった(公調委平成 23 年 (ゲ) 第 9 号事 件)。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが漁業を営んでいる馬毛島周辺の海域において、トコブシ、アサヒガニ等の漁獲量が減少し、漁業被害を受けたのは、被申請人の馬毛島における開発行為により、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

その後、平成26年11月27日、上記申請人らのうち10人から、上記被申請人の不法行為による損害賠償金として、被申請人に対し、合計1,000万円の支払を求める、との責任裁定を求める申請があり(公調委平成26年(セ)第14号事件)、裁定委員会は、平成28年5月31日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本原因裁定申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、土砂流出と漁業被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等や申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成28年10月25日、本件各申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成23年(ゲ)第9号

鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件(以下「本件原因裁定申請事件」という。)

公調委平成26年(セ)第14号

鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害責任裁定申請事件(以下「本件責任裁定申請事件」という。)

- 1 本件原因裁定申請事件の申請人らの申請をいずれも棄却する。
- 2 本件責任裁定申請事件の申請人らの申請をいずれも棄却する。

理 由

第1 当事者の求める裁定

- 1 本件原因裁定申請事件
- (1) 申請人ら

申請人らに平成13年6月21日以降に生じた漁業被害は、被申請人による事業活動 (本文中の本件開発行為)を原因とする馬毛島周辺の海洋汚染によるものである、との裁 定を求める。

(2) 被申請人 主文同旨

- 2 本件責任裁定申請事件
- (1) 申請人ら

被申請人は、各申請人らに対し、それぞれ100万円を支払え。

(2) 被申請人 主文同旨

第2 事案の概要

本件は、a漁業協同組合(以下「a」という。)の組合員であり、馬毛島周辺の海域を漁場の一つとして漁業を営んでいる申請人らが、被申請人の馬毛島における開発行為により、馬毛島周辺の海域全体に大量の土砂が流れ込み、トコブシ(ナガラメ)、アサヒガニ及びアオリイカ(ミズイカ)の生息環境が破壊され、これらの魚種の漁獲量が激減したと主張して、被申請人との間で、その開発行為と申請人らの漁業被害との間に因果関係があるとする原因裁定を求める事案(本件原因裁定申請事件)と申請人らが被申請人に対しそれぞれ不法行為に基づく損害賠償金500万円のうち100万円の支払いを求める事案(本件責任裁定申請事件)である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」 \rightarrow 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」 \rightarrow 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

2 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請 事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成25年(セ)第1・14・15・16号事件・平成25年(ゲ)第1・8・9・10号事件)

(1) 事件の概要

平成25年1月9日、大阪府大東市の住民14人から、金属加工会社を相手方(被申請人)として、責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は、以下のとおりである。

責任裁定申請事件は、自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 5,992 万 2,000 円の支払を求めたものであ

る。

原因裁定申請事件は、自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害等は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものである、との原因裁定を求めたものである。

その後、平成25年5月24日に、同市の住民3人から、それぞれ同一の原因による被害を主張する参加の申立てがあり、同年6月25日、裁定委員会はこれらを許可した(公調委平成25年(セ)第14・15・16号事件、平成25年(ゲ)第8・9・10号事件)。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を 開催するとともに、被申請人の工場から排出されるガスと申請人ら宅の被害の因果関係 に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等 を実施するなど、手続を進めた結果、本原因裁定申請事件については、平成28年7月5 日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本責任裁定申請事件については、平成28 年7月15日、申請人ら及び参加人らから申請を取り下げる旨の申出があり、それぞれ終 結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年(ゲ)第1号,第8号ないし第10号

大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件及び同 参加申立事件

裁定

(当事者省略)

主

- 1 申請人ら所有に係る別紙2-1ないし2-14記載の各建物に係る各被害(平成27年12月頃時点におけるもの)は、別紙2-4の番号5(申請人aa宅の1階ガレージシャッター)及び別紙2-12の番号1(申請人bb宅の2階南側バルコニーに設置されている蛇口)に係るものを除き、被申請人が、同別紙記載の各建物の築年月日から平成27年12月頃にかけて、大阪府大東市○○●丁目△△番▲号所在の工場から排出した硝酸及び亜硫酸によるものであると認められる。
- 2 申請人aa及び同bbのその余の裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

申請人ら所有に係る別紙2-1ないし2-14記載の各建物に係る各被害(平成27年12月頃時点におけるもの)は、被申請人が、同別紙記載の各建物の築年月日から平成27年12月頃にかけて、大阪府大東市○○●丁目△△番▲号所在の工場から排出した硝酸及び亜硫酸による。

(証拠 [甲B32の2] によれば申請人 a a 宅の築年月日は平成21年7月25日と認められ、申請人らの平成28年2月15日付け主張書面(8) に記載された築年月日は明白な誤記と認める。)

2 被申請人

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、被申請人の営むアルミニウムの表面加工処理等を行う工場(以下「被申請人工場」という。)の近隣に居住する申請人らが、被申請人工場から排出される硝酸及び亜硫酸により申請人らの所有する建物のアルミ製建材等に被膜の変質等の被害が生じたと主張し、その旨の原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」 \rightarrow 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」 \rightarrow 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

3 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

(公調委平成25年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成25年2月22日、東京都千代田区の石油会社から、同社給油所跡地近傍地の所有権者3人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が行っていた給油所における事業活動及び給油所の解体工事と、被申請人ら土地の土壌汚染及び地下水の水質汚濁との因果関係は存しない、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、被申請人ら所有の各土地の汚染と申請人の事業活動等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成28年8月19日、被申請人ら所有の各土地の汚染は申請人の事業活動等によって生じたものと認められると判断して本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年(ゲ)第4号

仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件

裁

(当事者省略)

主文

申請人の被申請人らに対する本件各裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人が、別紙1物件目録1,2記載の各土地(以下「申請人土地」という。)で行った

事業活動等(給油所事業,給油所解体及び浄化工事)は、いずれも、別紙1物件目録3ない し5記載の各土地(以下「被申請人ら土地」という。)のベンゼン及びガソリンを主体とす る土壌汚染及び水質汚濁(以下「本件汚染」という。)の原因ではない。

2 被申請人ら

主文同旨

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、申請人が、申請人土地及び被申請人ら土地(以下「本件各土地」という。)の土壌汚染及び水質汚濁の状況等に照らし、申請人土地の汚染が地下水流等に逆らって被申請人ら土地に汚染をもたらすことはあり得ず、むしろ、被申請人ら土地の汚染は同所に存在する別の汚染源によるものであるとして、被申請人ら土地における土壌汚染対策法所定の基準値を超えるベンゼン(土壌及び地下水とも0.01g/L。以下「基準値」という。)及びガソリンを主体とする物質(以下「汚染物質」ということがある。)による土壌汚染及び水質汚濁は、申請人土地における申請人の事業活動等に起因するものではないと主張し、その旨の原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」 \rightarrow 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」 \rightarrow 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

4 大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成25年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成25年4月11日、宮城県大崎市に居住していた住民2人から、電子部品製造会社2社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人ら工場の排気のために、工場周辺に居住していた申請人らは全身の皮膚炎、頭痛、吐き気等の健康被害を受け、また、避難のために転居を余儀なくされたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計8,828万5,516円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、当該工場の排気と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めている。

5 泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成25年(ゲ)第11号事件)

(1) 事件の概要

平成25年7月2日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定を求める嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。原告所有土地に隣接する被告Aの営む油槽所からの油の漏えい事故と、同じく原告所有土地に隣接する被告Bの営む油槽所からの油の漏えい事故、それぞれの油の漏えい事故と原告所有土地の油汚染との間の因果関係の存否について、原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、原告所有地の土壌汚染と被告2名がそれぞれ起こした油の漏えい事故との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成28年4月19日、原告所有土地の油汚染と各漏えい事故との間の因果関係の存否について、以下のとおり裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年(ゲ)第11号

泉大津市における土壌汚染被害原因裁定嘱託事件

裁定

(当事者省略)

主 文

審問終結時(平成28年1月18日)において原告所有に係る別紙1物件目録1記載の 土地に存在する油分のうち、別紙2の図面中,

- 1 緑色で示した範囲は、被告 a が別紙 1 物件目録 2 記載の土地に設置していた軽油タンクと接続する地下埋設配管からの軽油の漏えい及び被告 b が別紙 1 物件目録 3 記載の土地に設置していたNO. 5 タンクからのA 重油の漏えい双方を原因とするものであり
- 2 黄色及び赤色で示した範囲は、被告 a が別紙 1 物件目録 2 記載の土地に設置していた 軽油タンクと接続する地下埋設配管からの軽油の漏えいを原因とするものであり
- 3 青色で示した範囲は、被告bが別紙1物件目録3記載の土地に設置していたNO.5 タンクからのA重油の漏えいを原因とするものである。

事実及び理由

第1 嘱託事項

被告 a が別紙 1 物件目録 2 記載の土地(以下「本件土地 1 」という。)に設置していた送油ポンプからの油の漏えい(以下「本件事故 1 」という。)又は(及び)被告 b が別紙 1 物件目録 3 記載の土地(以下「本件土地 2 」という。)に設置していた油槽所からの油の漏えい(以下「本件事故 2 」といい,本件事故 1 と併せて「本件各事故」という。)と,原告が所有する別紙 1 物件目録 1 記載の土地(以下「原告土地」といい,本件土地 1 及び本件土地 2 と併せて「本件各土地」という。)の土壌汚染との因果関係の有無。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

原告は、本件各事故によって原告土地の土壌が汚染されたところ、これらの事故は被告らの共同不法行為に当たる旨を主張し、平成23年5月24日、不法行為に基づく損害賠償請求として、被告らに対し、連帯して2億円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起した(同裁判所平成23年(ワ)第6594号)。

本件は、同裁判所からの平成25年7月1日付けの嘱託(公害紛争処理法42条の32第1項。以下「本件嘱託」という。)に基づく、本件各事故と原告土地の土壌汚染との間の因果関係の存否に係る原因裁定嘱託事件である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」 \rightarrow 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」 \rightarrow 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

6 湖南市における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件

(公調委平成25年(ゲ)第12号事件・平成28年(調)第9号事件)

(1) 事件の概要

平成25年7月17日、滋賀県湖南市の陸運会社から、鋳鉄等加工会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の倉庫の屋根がザラザラになり、屋根の内側のひさしの上部が著しくさび、またテントに穴が開いたのは、被申請人の工場から 飛散する鉄粉によるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日(1回の現地期日を含む。)を開催するとともに、被申請人の工場から飛散したものと倉庫の屋根等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年7月25日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委平成28年(調)第9号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回現地調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

7 鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成25年(セ)第21号事件)

(1) 事件の概要

平成25年9月13日、神奈川県鎌倉市の住民2人から、ドッグスクール経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、申請人ら宅の隣接地にドッグスクールを開校し、犬の鳴き声やトレーナーの大声による騒音及び悪臭を発生させている。この騒音により、申請人Aは不安、不眠、食欲低下等の健康被害を受け、申請人らは避難のための転居を余儀なくされ、また、ドッグスクールの存在による申請人ら宅の不動産価格の下落等の損害が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1,082万800円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を 開催するとともに、音声データの分析・評価や追加的な測定調査の判断などを行うため に必要な騒音・低周波音評価技術に関する専門委員1人を選任したほか、事務局による 現地調査、申請人本人及び被申請人代表者本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、 平成28年6月28日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年(セ)第21号

鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

烖 定

(当事者省略)

主 文

- 1 被申請人は、申請人aに対し、金44万円を支払え。
- 2 申請人aのその余の裁定申請及び申請人bの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

- 第1 当事者の求める裁定
 - 1 申請人ら
 - (1) 被申請人は、申請人 b に対し、金579万5400円を支払え。
 - (2) 被申請人は、申請人aに対し、金502万5400円を支払え。
 - 2 被申請人

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人が営むドッグスクールの犬の鳴き声等による騒音によって申請人 a (以下「申請人 a」という。)に不安、不眠、食欲低下などの症状を生じさせ、その結果、転居を余儀なくされたなどと主張して、被申請人に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、申請人 b (以下「申請人 b」という。)において損害金合計 5 7 9 万 5 4 0 0 円、申請人 a において損害金合計 5 0 2 万 5 4 0 0 円の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」 \rightarrow 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」 \rightarrow 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

8 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成25年(セ)第26号事件)

(1) 事件の概要

平成25年12月26日、千葉県市川市の住民14人から、食品会社を相手方(被申請人) として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人工場のパン焼き釜等の機械の稼働、物品の搬出入により、申請人らには、騒音、振動、悪臭等による不快感、睡眠障害等の健康被害が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 1 億6,000万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、臭気及び騒音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査、申請人及び被申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めている。

9 長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成26年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成26年5月9日、長野県長野市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)と して原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅及び申請人宅土地上の土留壁・ブロック 塀の損傷は、被申請人が事業活動地において実施した建物解体工事によって生じたもの である、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成26年8月26日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の26第2項の規定に基づき、裁定手続を中止した。

その後、本件訴訟手続が終了したことを受け、裁定手続を再開し、平成28年9月13日、本事件は本件訴訟が確定した時点において申請の利益を欠くに至ったとして、本件申請を却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

なお、決定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成26年(ゲ)第1号

長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

決 定

(当事者省略)

主

申請人の本件裁定申請を却下する。

理 由

1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

平成20年4月4日から同年5月27日までの間、申請人の所有する家屋敷地の隣地におい て建物解体工事が行われた(以下「本件解体工事」という。)。申請人は、平成23年10月 20日,長野地方裁判所に対し,本件解体工事の発注者である株式会社 a 及び本件解体工事の 施工者である被申請人を被告として、本件解体工事に伴う振動等により、申請人所有の家屋や 塀等に損傷が生じたなどとして、不法行為(共同不法行為)に基づき、合計690万9650 円等の損害賠償を求める訴えを提起した(以下「本件訴訟」という。)。そして,長野地方裁 判所は、平成26年1月29日、本件解体工事により申請人所有の家屋や塀等に損傷が生じた とは認めることができないなどと判断して、申請人の請求を全部棄却する判決をした(以下 「第一審判決」という。)。申請人は、第一審判決を不服として控訴した後、同年5月9日、 本件裁定申請をした。本件訴訟の控訴審である東京高等裁判所(以下「控訴審裁判所」とい う。)は、公害紛争処理法(以下「法」という。)42条の26第1項に基づく訴訟手続の中 止をしなかったため、当裁定委員会は、同年8月26日、法42条の26第2項、法42条の 33に基づき,本件裁定手続を中止した。その後,控訴審裁判所は,平成28年1月27日, 控訴棄却の判決をした。さらに、申請人は、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしたが、 最高裁判所第二小法廷は、同年6月17日、上告棄却及び上告不受理の決定をした。この結 果,本件訴訟における申請人の請求を全部棄却した第一審判決が確定した。

2 本件裁定申請は、本件訴訟における申請人の主張のうち、本件解体工事に伴う振動により申請人所有の家屋や塀等に損傷が生じたことについての因果関係の判断を求めるものであって、本件訴訟が控訴審裁判所に係属中に申請されたものであるところ、申請人は、原因裁定の結果を本件訴訟に援用することを目的として本件裁定申請をしたものと認められる(申請人提出の平成26年8月1日付け回答書2頁)。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」 \rightarrow 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」 \rightarrow 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

10 横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成26年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成26年7月4日、神奈川県横浜市の住民2人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている不眠症及び目まい症等の健康被害は、被申請人が自らの所有する土地に設置した給湯機から発生する騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の進行協議期日 を開催するとともに、給湯機から発生する騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に 関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による 現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

11 横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件 (公調委平成26年(セ)第9号事件)

(1) 事件の概要

平成26年9月11日、神奈川県横浜市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人) として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人は、工事用仮橋(ゲート)建設、宅地造成工事及びマンション建設工事に伴う掘削機・重機の使用、杭打ち、最大90台/日に及ぶ大型工事用車両の通行等により、激しい振動、騒音、土埃の粉じん、悪臭を発生させている。特に、振動と騒音は、精神的・肉体的に許容範囲を超えるほど激しく、申請人は、精神的・肉体的苦痛等を受けた。

申請人は、工事開始前に市長に対し、紛争調整申出を行い、車両制限を要請したが、不調に終わり、また、工事開始後も被申請人及び市に対し、苦情を申し立てたが、改善されなかった。その後も、被申請人等と話合いを行ったが、補償は拒否され、さらには、弁護士を代理人として交渉したが、改善されなかった。このため、建物補修費用、慰謝料等として、被申請人に対し、損害賠償金356万5円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を 開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 28年6月21日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成26年(セ)第9号

横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

È 文

申請人の本件裁定申請を棄却する。

理 由

- 第1 当事者の求める裁定
 - 1 申請人

被申請人は、申請人に対し、355万9410円を支払え。

2 被申請人 主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人が施工したマンション建設工事等に伴う騒音、振動、粉じんにより、自宅建物の破損や精神的苦痛等の被害を受けたと主張して、不法行為(民法709条)に基づき、合計355万9410円の損害賠償を求めている事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」 \rightarrow 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」 \rightarrow 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

12 江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成26年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成26年11月6日、東京都江東区の住民15人から、運送会社及び建設会社を相手方 (被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの目、喉、皮膚などに生じた健康被害は、被申請人らが自社のトラックターミナル棟及び社宅棟の建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質によるものである、などとの原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、建築工事において土地を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局による現地調査等や申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成29年3月28日、以下のとおり裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成26年(ゲ)第4号

江東区における建設工事からの土壌汚染による健康被害原因裁定申請事件

裁定

(当事者省略)

主

- 1 別紙2生活環境に係る被害一覧記載の「認容される生活環境に係る被害」欄記載の各被害は、被申請人らが別紙3建物目録1記載の(仮称)A株式会社東京支店ターミナル棟及び同目録2記載の(仮称)A株式会社東京支店社宅棟の建築工事において別紙4土地目録記載の土地を掘削した際に発生拡散させた悪臭によるものと認められる。
- 2 申請人らのその余の裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第1 裁定を求める事項

1 申請人らの目, 喉, 皮膚などに生じた健康被害(慢性結膜炎, 眼瞼炎, 慢性咽頭炎, 湿疹, アトピー性皮膚炎の増悪など)は, 被申請人らが別紙3建物目録1記載の(仮称) A株式会社東京支店ターミナル棟及び同目録2記載の(仮称) A株式会社東京支店社宅棟の建築工事(以下「本件工事」という。)において別紙4土地目録記載の土地(以下「本件土地」

という。)を掘削した際に発生・拡散させた何らかの化学物質(クレオソート油など)によるものである。

2 別紙2生活環境に係る被害一覧記載の「精神的ストレス欄の記載」欄及び「引用した証拠」欄に記載された各申請人らの生活環境に係る被害は、被申請人らが本件工事において本件土地を掘削した際に発生拡散させた悪臭によるものである。

第2 事案の概要

本件は、被申請人B株式会社(以下「被申請人B」という。)が、被申請人A株式会社 (以下「被申請人A」という。)が所有する土地上において、被申請人Aが発注し被申請人 Bが受注したトラックターミナル等の新築工事を実施していたところ、申請人らが、同土地 の掘削工事により、土壌中からクレオソート油等の化学物質が発生拡散し、同土地に隣接す るマンションの住民である申請人らに健康被害等が生じたと主張して、掘削工事と健康被害 等との間に因果関係がある旨の原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」 \rightarrow 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」 \rightarrow 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

13 郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件

(公調委平成27年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成27年4月13日、福島県郡山市の住民1人から、コンビニエンスストア経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じている頭重感やめまいなどの肉体的 苦痛及びふさぎこみや気力がわかないなどの精神的苦痛は、被申請人が経営する店舗に 設置している空調用室外機と冷凍用室外機から発生している低周波音によるものである、 との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催するとともに、空調用室外機及び冷凍用室外機から発生している騒音(低周波音)と人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成28年11月22日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成27年(ゲ)第2号

郡山市における室外機からの低周波音による健康被害等原因裁定申請事件

定

(当事者省略)

主

申請人の本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人に生じた神経衰弱状態,不眠,イライラ感,頭や体の疲労感,頭重感,頭痛,めまい,内臓の締付けといった身体的症状及びふさぎ込み,気力がわかないなどの精神的症状は,被申請人が営業する福島県郡山市○○町●●●△丁目▲一□所在の a 店に設置されている空調用室外機 2 台及び冷凍用室外機 1 台から発生する低周波音によるものである。

2 被申請人

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、申請人が、申請人に生じた神経衰弱状態等の身体的症状及びふさぎ込みなどの精神的症状は、被申請人が営業する店舗に設置されている室外機から発生する低周波音による ものであるとの原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」 \rightarrow 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」 \rightarrow 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

14 新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成27年8月10日、東京都新宿区の住民2人から、不動産会社及び建設会社を相手方 (被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に近接したビル解体工事から発生する騒音・振動により、申請人Aは、ゆっくり休むことができず、神経的に不安を感じているとともに、自ら経営している茶席の貸出しができないでいるほか、振動による茶席及び工房に壁のひび割れや屋根瓦の緩みが生じ、申請人Bは、高齢で持病があり、寝室で休んでいるが、十分に休むことができないなど、営業損失及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1,365万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を 開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成 28年6月21日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成27年(セ) 第3号

新宿区における解体工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件

裁

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

- 1 申請人ら
 - (1) 被申請人らは、連帯して、申請人a(以下「申請人a」という。) に対し、645万円を支払え。
 - (2) 被申請人らは、連帯して、申請人b(以下「申請人b」という。) に対し、720万円を支払え。
- 2 被申請人ら
- (1) 被申請人 c 株式会社(以下「被申請人 c 」という。) 申請人らの被申請人 c に対する裁定申請を棄却する。
- (2) 被申請人d(以下「被申請人d」という。) 申請人らの被申請人dに対する裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人 c が発注し、被申請人 d が施工した建物解体工事に伴う騒音、振動により、精神的苦痛等の被害を受けたと主張して、不法行為に基づき損害賠償を求めている事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」 \rightarrow 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」 \rightarrow 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

15 世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件

(公調委平成27年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成27年8月20日、東京都世田谷区の住民1人から、飲食店経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の身体に付いた油、申請人宅の油汚れ及び室内に流入・滞留する油煙、並びに空気がチクチクする等の被害は、被申請人が経営する飲食店から発生した油、油煙及び油煙に含まれている油の微粒子を強制排気し、拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を

開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成28 年7月22日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成27年(ゲ)第4号

世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件

定

(当事者省略)

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

申請人の顔、手、足、体に付いた油と申請人宅の建物の油汚れと室内に滞留し又流れてくる油煙やチクチクした空気等の油の被害は、被申請人が営業するステーキ店内で発生させた気化した高温加熱の油、油煙及び油煙に含まれている油の微粒子を強制排気し、拡散させたことによるものである。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、申請人の顔、手、足や体に付いた油や、申請人宅内の油汚れ、室内に滞留し、又流れてくる油煙やチクチクした空気等の油の被害は、被申請人が営業する飲食店から排出された油煙が原因であると主張して、その旨の原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」 \rightarrow 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」 \rightarrow 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

16 港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(公調委平成27年 (ゲ) 第5号事件・平成28年 (調) 第12号事件)

(1) 事件の概要

平成27年10月9日、東京都港区のマンション管理組合から、建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の管理する敷地内通路の地盤陥没被害は、被申請人が行った掘削工事における土留め工事の不良、不適切な地下水対策又は削岩機による地中杭の振動によるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を 開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件に ついては当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年12月27日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委平成28年(調)第12号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

17 宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成27年11月4日、兵庫県宝塚市の住民2人から、研究施設を運営する公益財団法人 及び学校法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、申請人ら宅に近接している研究施設から排出される化学物質により、申請人Aは、鼻・目の痛み、吐き気等、申請人Bは、鼻・目・喉などの痛み、頭痛、吐き気、呼吸困難等の健康被害が生じたほか、防毒マスクをつけて過ごすことを余儀なくされるなどの肉体的・精神的苦痛を受けたとして、研究施設を運営する被申請人ほか1名に対し、連帯して、損害賠償金合計2,500万円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を 開催するなど、手続を進めたが、平成28年4月13日、申請人らから申請を取り下げる旨 の申出があり、本事件は終結した。

18 台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第8号事件・平成29年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成27年12月9日、東京都台東区の住民2人から、近隣住民(本件建物所有者)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人らの所有する本件建物の2階の一室を賃借し、居住している。被申請人らが、本件建物の1階倉庫に業務用冷凍庫の設置工事を行った直後から、機械の稼働音のような重低音が申請人ら宅内に響くようになり、申請人らには不眠、耳鳴り、不安抑うつ感等の症状が出るなど、著しい精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計484万円等の支払を求めるものである。

その後、平成29年1月12日、同申請人らから菓子食料品の卸販売等を営む株式会社を相手方(被申請人)として、同内容の損害賠償金合計484万円等の支払を求める責任裁定申請があり(公調委平成29年(セ)第1号事件)、同月27日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、冷凍庫から発生している低周波音と人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

19 大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第9号事件・平成28年(調)第7号事件)

(1) 事件の概要

平成27年12月21日、東京都大田区の住民2人から、食品加工販売会社及び近隣住民1 人(同経営者)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らは、申請人ら宅に隣接したコーヒーばい煎作業場において、コーヒー豆のかすや油かすなどの粉じんを排出し、焦げ臭い悪臭、騒音、振動を発生させている。これにより、申請人ら宅の外壁、屋根、ベランダ等には、粉じんの飛散、油分等の付着が見られ、粉じんが飛散しているときは洗濯や窓を開けることができないなど、種々の生活被害を受けているほか、申請人Bは、悪臭等及び被申請人らとの交渉による不安やストレスのため、不安神経症、不眠症等を発症するなど、精神的・肉体的苦痛を受けるとともに、申請人ら宅の外装メンテナンス工事費用等を支出したなどとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計179万4,826円の支払を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を 開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当で あると判断し、平成28年6月15日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権 で調停に付し(公調委平成28年(調)第7号事件)、裁定委員会が自ら処理することと した。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事 者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみな され、本事件は終結した。

20 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成27年12月25日、愛知県知多市の住民1人から、船舶等製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、その所有する車両を、被申請人の事業所と隣接する申請人の勤務地内にある駐車場に駐車していたところ、被申請人の事業所の操業によって、細かい白色の塗料のようなものが飛散してきて、申請人の所有する車両に多数付着したとして、修理費用等63万7,013円の損害賠償金等の支払を求めるもの

である。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

21 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件 (公調委平成28年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成28年2月16日、千葉県成田市の住民4人から、コンビニエンスストアのフランチャイザー及び経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、近接するコンビニエンスストアの屋外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1,817万9,458円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、業務用エアコンの室外機から発生する騒音・低周波音と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

22 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件

(公調委平成28年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成28年5月24日、東京都墨田区の金属加工会社及び住民1人から、建設会社及び 建物解体会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する土地及び建物に生じた不同沈下は、被申請人らが行った本件工事現場に従前存在したマンションの解体及び新築マンションの建築の工事によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、ビル解体工事における残存杭の撤去等の工事内容と不同沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

23 小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成28年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成28年7月1日、長野県小諸市の住民1人から、鍛工品製造等会社を相手方(被申

請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に生じた家屋の沈降、これに伴う家屋内の歪みの発生等の被害は、被申請人が自社の工場において鍛造機械作動により振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、 平成28年10月25日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の26第 2項の規定に基づき、裁定手続を中止した。

24 和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成28年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成28年8月1日、和歌山県和歌山市の住民4人から、電力会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人の発電設備からの騒音により、精神的苦痛等を被っているほか、申請人A宅は発電設備の設置工事又は稼働によりひび割れ等が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 2,986 万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、和歌山県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、発電設備から発生する騒音・低周波音・振動と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

25 横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成28年(ゲ)第3号事件・平成29年(調)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成28年8月25日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、不眠、胸の圧迫感、吐き気及び血圧上昇は、被申請人が太陽光発電機能付ヒートポンプ給湯器を使用し、振動及び騒音 (低周波音)を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成29年3月28日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法

第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委平成29年(調)第2号事件)、 裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会か ら調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請につ いては取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

26 台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定申請事件

(公調委平成28年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成28年10月3日、東京都台東区の住民1人から、飲食店経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、申請人宅に隣接するビルで被申請人が営む飲食店の1階厨房からビル屋上まで伸びるダクトから発生する悪臭及び騒音(モーター音)により、精神的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金113万6,000円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

27 佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成28年(ゲ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成28年12月9日、千葉県佐倉市の住民3人から、隣人2人を相手方(被申請人) として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた不眠、頭痛、耳鳴りの健康被害は、被申請人らが被申請人ら宅に設置した家庭用ヒートポンプ給湯器、24時間換気システム又は空調室外機が発する運転音及び振動によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

28 横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成28年 (ゲ) 第5号事件)

(1) 事件の概要

平成28年12月16日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人1人を相手方(被申請人) として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じためまい、動悸、不眠等の健康被害は、被申請人が経営する卓球場で卓球が行われる際に騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

29 飯能市における浄化槽からの土壌汚染被害原因裁定申請事件

(公調委平成28年(ゲ)第6号事件)

(1) 事件の概要

平成28年12月26日、埼玉県飯能市の住民1人から、社会福祉法人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する畑の土壌が汚染、変質してしまったのは、被申請人事業所から流される浄化槽の排水によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請を受け付けたが、平成29年1月25日、申請人から申請を 取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

30 埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件

(公調委平成28年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成28年12月27日、埼玉県杉戸町の住民1人から、運送会社を相手方(被申請人) として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、申請人宅に隣接する駐車場内で被申請人が大型トラックを稼働させることによって発生する騒音・振動及び悪臭により、睡眠不足や気分が悪くなる等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金402万3,470円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

31 成田市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成29年1月16日、千葉県成田市の住民4人から、ドラッグストアを経営する法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、近接するドラッグストアの屋外に設置された業務用室外機から発生する騒音により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなどの精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損

害賠償金合計1,320万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

32 高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原 因裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第3号事件・平成29年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成29年2月6日、高知県高知市の住民1人から、隣接する缶詰会社を相手方(被申請人)として責任裁定と原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定は、申請人に生じた心臓鼓動、不眠、精神不安定等の健康被害は、被申請人が経営する食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 2,200 万円の支払を求めるものである。

また、原因裁定は、申請人に生じた心臓鼓動、不眠、精神不安定等の健康被害は、被申請人が経営する食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、高知県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成29年3月14日、公調委平成29年(セ)第3号事件と同(ゲ)第1号事件を併合することを決定し、手続を進めている。

33 横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年 (ゲ) 第2号事件)

(1) 事件の概要

平成29年2月8日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人1人を相手方(被申請人) として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた動悸、不眠、不安感等の健康被害は、被申請人が経営する卓球場で卓球が行われる際に騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

34 千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 (公調委平成29年 (ゲ) 第 3 号事件)

(1) 事件の概要

平成29年3月9日、千葉県千葉市の住民2人から、隣人及び不動産会社を相手方 (被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた蕁麻疹、頭痛等の健康被害は、被申請人宅に設置された7台の室外機等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

35 川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成29年3月13日、神奈川県川崎市の住民2人から、隣接する幼稚園を経営する 学校法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、幼稚園から発せられる人声、楽器及び機械音の騒音により、平穏で落ち着いた生活を妨げられ、窓を開けられない生活を強いられるなど、長年にわたり精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 451 万円等の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して責任裁定申請 の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けた ので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。